

[事案 23-39] 貸金業法適用請求

・平成 23 年 9 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

オーバーローンにより契約が失効したことを受け、貸金業法に規定する登録を受けたいう
えで契約者貸付制度の確立を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年に加入した終身保険が失効したことに関連し、以下の 3 点につき要求する。

- (1) 契約者貸付は、貸金業法第 2 条 1 項に定義する「金銭の貸付を業として行うもの」に当
たり、同項 2 号に定義する「貸金業を行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行う
もの」に該当しないから、貸金業法第 3 条の登録を受けたいうえで、同法および関連法律
に基づく契約者貸付制度を確立すること。(請求 1)
- (2) 本件契約は、平成 21 年 7 月末で保険料払込期間満了となっているが、保険料の立替金
が返済されていないとして立替金残高があることになっている。一方では払込満了とし、
他方では払込が満了していないでは矛盾し、道理に合わない。保険料立替金残高はない
ものとする。こと。(請求 2)
- (3) 契約者貸付については、約款上「貸付金の元利合計が解約返還金額を超過した場合、保
険契約は効力を失います」とあるが、保険法第 57 条（重大事由による解除）に保険者
の解除権が規定され、「当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由」には該当し
ないので、申立契約を失効させ、解除することはできない。(請求 3)

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 保険会社は、保険業法第 97 条 2 項および同施行規則第 57 条 5 号により、固有の業務
として契約者貸付を行うことができる。
- (2) 約款条項に定めた内容により、当社は申立人に対して保険料立替えを行っており、契
約上の保険料払込期間満了とは別である。
- (3) 貸付元利合計額が解約返戻金を上回る場合に当該保険契約が失効することと、モラル
リスク事案に対して保険会社に解除権を認めた保険法第 57 条とは関係がない。

<裁定の概要>

裁定審査会では申立書、答弁書等書類の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、
本件申立内容は認められず、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条
にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 請求 1 について

以下理由により、保険会社の行う契約者貸付は、貸金業法の適用を受けないため、貸金
業法第 3 条所定の登録は必要なく、申立人の請求は認められない。

- ① 貸金業法第 2 条但し書は、「貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者
が行うもの」（同条 2 号）を「貸金業」から除外している。

②保険業法第 97 条 2 項は「保険会社は、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の内閣府令で定める方法によらなければならない。」と規定し、同法の委任を受けた保険業法施行規則 47 条は、「内閣府令で定める方法」の一つとして、「金銭の貸付け（コールローンを含む。）」と規定している（同条 5 号）。

③契約者貸付制度は、保険約款に基づき、契約している生命保険の解約返戻金の一定範囲内で、契約者が受けられる貸付けであるから、上記「金銭の貸付け」に他ならない。

(2) 請求 2 について

以下理由により、保険料自動振替貸付を受けた申立人が保険会社に対して負担している立替金返還債務は、保険料払込期間の満了により何らの消長を来たすものでなく、申立人の請求は認められない。

保険約款に基づく保険料自動振替貸付（保険料の立て替え）は、保険契約者（申立人）が保険料を所定の払込猶予期間を経過しても支払わなかった場合、解約返戻金の範囲で、保険料を自動的に保険会社が立て替え、契約を有効に継続させる約款上の制度である。

(3) 請求 3 について

以下理由により、申立人の請求は認められない。

①申立人の援用する保険法 57 条は、保険会社に保険契約の維持を期待することができない状況（重大な事由）がある場合に、保険会社が、一方的意思表示により、解約期間を置かず、保険契約を解除できることを認めた規定に過ぎない（重大事由による特別解約権）。

②本件では、保険約款により、貸付または保険料自動振替貸付の元利合計額が解約返戻金額を超えるに至ったときは、保険契約は効力を失う旨規定されているが、これは、保険法第 57 条の規定する特別解約権とは全く関係のない事柄である。